

佐渡市建設工事総合評価落札方式実施要領の一部を改正する訓令

令和4年3月28日
佐渡市訓令第5号

佐渡市建設工事総合評価落札方式実施要領（平成31年佐渡市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

（型式）

第2条 総合評価落札方式の型式は、当該工事の難易度や規模等に応じて、技術提案評価型及び施工能力評価型に区分するものとする。

2 技術提案評価型は、技術的工夫の余地が大きい工事を対象に、本市が示す標準的な仕様に対し、施工上の特定の課題等に関して施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用するものであり、簡易的な施工能力の確認のほか、施工上の工夫等の技術提案と入札価格との総合評価を行う標準型とする。

3 施工能力評価型は、本市が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を確認する場合に適用するものであり、次の各号に掲げる型式に区分するものとする。

(1) 簡易型 簡易な施工計画を審査するとともに、企業・技術者の能力等（施工実績、工事成績、表彰及び地域貢献等）に基づいて評価される技術力と入札価格との総合評価を行うもの

(2) 特別簡易型 企業・技術者の能力等（施工実績、工事成績、表彰及び地域貢献等）に基づいて評価される技術力と入札価格との総合評価を行うもの

（対象工事）

第3条 総合評価落札方式による建設工事は、次の各号に掲げる工事とする。ただし、緊急を要する場合その他総合評価落札方式により難しい特別の事由があるときは、この限りでない。

(1) 標準型 佐渡市建設工事等参加資格審査・指名委員会（以下「委員会」という。）が適当と認める建設工事

(2) 簡易型

ア 設計金額が1億2千万円以上の建築一式工事

イ 設計金額が1億2千万円以上の土木一式工事

ウ 委員会が適当と認める建設工事

(3) 特別簡易型

ア 設計金額が3千万円以上の土木一式工事

イ 設計金額が3百万円以上の舗装工事

ウ 委員会が適当と認める建設工事

第4条第4項中「及び第2項」を「から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、標準型にあつては、落札者を決定しようとするときに、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

第6条第3号中「施工能力を確認するための」を「総合評価に係る」に改める。

第7条第1項第1号中「特別簡易型」を「標準型」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 技術提案（本市が指定した特定の課題について、本市が示す標準的な仕様より優れた施工方法を記したもの）

第7条第1項第1号に次のように加える。

エ 技術資料の記載事項を証明する書類（以下「証明書類」という。）

第7条第1項に次の1号を加える。

(3) 特別簡易型

ア 企業の技術力・地域性確認資料

イ 配置予定技術者の能力確認資料

ウ 証明書類

第11条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 技術資料を提出した後に辞退した者及び入札しなかった者の前項第3号は公表しないものとする。

3 入札が不調となった場合は、第1項第1号、第2号及び第5号を公表する。

第12条に次の1項を加える。

5 前項に規定する行為があった場合は、指名停止等の措置を講じることができるものとする。

第13条中「定めるもののほか必要な事項は別に定める」を「定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする」に改め、同条を第14条とする。

第12条の次に次の1条を加える。

(技術提案の内容の使用)

第13条 技術提案については、その後の工事においてその内容が一般的に使用されている状態となった場合、提案者に通知することなく本市が発注する工事に無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的使用を有する提案については、この限りでない。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行し、同日以後の入札公告又は入札執行通知から適用する。